

【ABC 消費者情報 Vol. 195】

◎自然災害後の住宅修理の勧誘に注意！！

被害状況を調査すると電話があり、「火災保険で自己負担なしに住宅の修理ができる」「公的機関から委託を受けている」などと、台風等の自然災害後に火災保険の申請を勧める契約トラブルにご注意ください。

○アドバイス

- ・「自己負担なし」と言っても、保険の支払い対象外となり、自己負担が発生する場合があります。また、高額な保険申請のサポート料を請求されることがあります。
- ・勧誘されてもすぐに契約せず、加入している保険会社に直接相談するようにしましょう。
- ・不安を感じたら、消費生活センターにご相談ください。

■鹿児島市消費生活センター

Tel:099-808-7500（相談専用）

■消費者ホットライン

Tel:188

■警察相談専用電話

Tel: #9110

■バックナンバーはこちら

<http://www.city.kagoshima.lg.jp/shimin/shiminbunka/syouhi/kurashi/shohisekatsu/ko/abc/backnumber.html>

【問合せ先】 鹿児島市消費生活センター
〒892-8677 鹿児島市山下町1-1番1号
電話 099-808-7512